

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の翌日
が休息日)

目次

- ◇ 告 示 昭和五十二年地籍調査事業計画の決定
旧慣使用林野整備計画の認可
土地改良事業の認可
土地収用法による土地の立入り
都市計画事業の認可
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合の昭和五十二年事業計画及び予算の
要旨
地方職員共済組合の定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第五百二十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定に

に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和五十二年における事業
計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和五十二年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 | 調査面積 (平方キロメートル) |
|-----------|-------|----------------|--------------------|
| 泊 村 | 石脇の一部 | 昭和五十三年三月三十一日まで | 六・四〇 |
| 泊 村 | 石脇の一部 | 〃 | 一・二〇 |

鳥取県告示第五百二十三号

佐治村長から申請のあつた津野地区旧慣使用林野整備計画については、
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法
律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十二年七月五
日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋笠木地区ほ場整備)事業は、
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年六月三十日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線新川平線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡溝口町大字荘地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年七月十一日から昭和五十三年七月十日まで

鳥取県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十二年七月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 竹ノ下都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十二年七月八日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

八頭郡郡家町大字郡家字河井下分、字下狹間、字中狹間及び字河井中分並びに大字宮谷字河井、字石房及び字一本木

使用の部分

なし

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和52年7月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験期日
昭和52年10月25日から10月27日まで
- 2 試験場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験資格
条例第4条及び第5条による。
- 4 試験方法
条例第3条による。
- 5 受験願書の受付期間
昭和52年8月10日から9月9日まで
(郵送の場合は、9月9日までの消印のあるものは有効とする。)
- 6 受験願書の提出先

昭和52年度事業計画及び予算の要旨

1 組合に属する地方公共団体の数

| 区 分 | 数 |
|---------------|----|
| 都 道 府 県 | 47 |
| 一 部 事 務 組 合 | 18 |
| 地 方 開 発 事 業 団 | 5 |
| 計 | 70 |

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林部農業改良課
7 その他
試験について不明な点は、鳥取県農林部農業改良課に照会すること。

雑 報

昭和52年度事業計画及び予算について地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和52年度事業計画及び予算の要旨について、次のとおり公告する。

昭和52年7月8日

地方職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

2 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数(年度末見込)

(単位:人;千円)

| 組合員の種類 | 一般組合員 | 知事 | 短期 | 船員一般 | 任意継続 | 職員団体 | 組合職員 | 計 |
|--------------|------------|--------|-------|---------|---------|--------|---------|------------|
| 組合員数 | 368,886 | 46 | 3 | 1,364 | 1,355 | 329 | 2,391 | 374,374 |
| 給料(俸給)月額 | 65,101,581 | 15,640 | 1,020 | 243,910 | 178,304 | 50,245 | 261,748 | 65,852,448 |
| 同上組合員1人当たりの額 | — | — | — | — | — | — | — | 176 |
| 被扶養者数 | 627,895 | 72 | 11 | 3,354 | 1,562 | 744 | 1,559 | 635,197 |
| 同上組合員1人当たり | — | — | — | — | — | — | — | 1.7 |

3 組合職員の数(年度末見込)

(単位:人)

| 経理単位 | 業務 | 保健 | 医療 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 物資 | 計 |
|------|-----|----|-----|-------|----|-----|-----|-------|
| 人 | 195 | 49 | 152 | 1,562 | 50 | 105 | 278 | 2,391 |

4 短期経理、長期経理及び保健経理における負担金率及び掛金率 (千分率)

| 区分 | 負担金率 | | | 掛金率 | | |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| | 短期 | 長期 | 保率 | 短期 | 長期 | 保率 |
| 一般組合員 | 40.6 | 65.0 | 1.35 | 40.6 | 47.0 | 1.35 |
| 知事組合員 | 40.6 | 78.0 | 1.35 | 40.6 | 56.0 | 1.35 |
| 短期組合員 | 40.6 | — | 1.35 | 40.6 | — | 1.35 |
| 船員一般組合員 | 63.6 | 65.0 | 1.35 | 28.6 | 47.0 | 1.35 |
| 任意継続組合員 | — | — | — | 81.2 | — | — |

5 経理単位の概況

(1) 短期経理

医療費の増加に対処するため掛金率及び負担金率をそれぞれ1,000分の4.8ずつ引き上げるとともに、家族療養附加金のいわゆる足切り額を2,000円(現行1,000円)に引き上げることとし、昨年度に引き続き医療費急増対策を積極的に推進することとした。また、給付の改善を図るため、結婚手当金を3万円(現行2万円)、出産費附加金及び配偶者出産附加金を12万円(現行7万円)とすることとした。本年度の収支見込み状況は、当期利益金4億5百万円と見込まれるが、累積赤字の一部解消にあてる予定である。

(2) 長期経理

年度末資産総額は、前年度より810億1千1百万円増加し、6,038億4百万円となる見込みである。

その構成割合は、預貯金、資金運用部に対する預託及び有価証券等(1号資産)39.0%(2,354億8千3百万円)、不動産又は組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金(2号資産)14.0%(845億3千3百万円)、不動産の取得以外の組合の行う事業に対する貸付金(3号資産)47.0%(2,897億8千8百万円)となる見込みである。

(3) 保健経理

保健事業として施設経営(海の家・山の家)2千万円、健康管理(人間ドック、健康診断、予防接種成人病検診、医薬品配布等)に6億9千9百万円、レクリエーション(運動会、各種スポーツ大会、各種行事、各種レクリエーション補助、各クラブ助成、運動用品配布等)

に8億7千万円、その他の事業(健康者表彰、永年勤続者表彰、長期療養者慰問等)に3億4千1百万円総額19億3千万円の事業を行う予定である。

(4) 医療経理

24支部において実施しており、組合員のための医療施設として病院1、診療所22、結核病棟1を経営しており、患者収入等の総額は11億4千9百万円となる見込みである。

(5) 宿泊経理

宿泊所、保養所施設として経営するものは、年度内開設するもの5施設、また閉鎖するものは2施設であり、年度末において82施設となる予定であり、施設収入等の総額は112億3千9百万円となる見込みである。

(6) 貯金経理

15支部において実施しており、本年度末貯金総額は473億5千2百万円で12万4千件となる見込みである。

(7) 貸付経理

本年度末組合員貸付金総額は2,861億9千2百万円で、20万件となる見込みであり、うち住宅貸付金は2,757億9千1百万円で、15万3千件である。

なお、住宅貸付限度額の引上げ(組合員期間が25年以上で50歳以上の組合員は700万円)資格の拡大及び最低保障額の引上げ(組合期間が1年以上3年末満の者に対する住宅貸付の最低保障額を100万円、住宅災害再貸付150万円)を図るとともに、住宅資金貸付保険制度を新設することとした。

(8) 物資経理

12支部において実施しており、事業種目は物品販売、物資購入あつ

せん、食堂及び理容等であり、商品売上等の総額は87億5千3百万円となる見込みである。

昭和52年度各経理単位収支見込み状況

(単位 百万円)

| 区 分 | 短 期 | 長 期 | 業 務 | 保 健 | 医 療 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 |
|-----------------|--------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|
| (収 入) | | | | | | | | | |
| 負 担 金 ・ 掛 金 | 63,391 | 138,918 | 792 | 2,102 | 1,149 | 11,239 | | | 8,753 |
| 施設収入患者収入商品売上 | | | | 192 | 44 | 579 | 1 | 4 | 64 |
| 他 経 理 より 繰 入 金 | | | 235 | | 18 | 850 | | 15,267 | 91 |
| 利 息 ・ そ の 他 収 入 | 180 | 31,707 | 109 | 573 | | | 3,914 | | |
| 前年度繰越支払準備金 | 9,379 | 197 | | | | | | | |
| 前年度繰越責任準備金 | | 521,865 | | | | | | | |
| 計 | 72,950 | 692,687 | 1,136 | 2,867 | 1,211 | 12,168 | 3,915 | 15,271 | 8,908 |
| (支 出) | | | | | | | | | |
| 給 付 金 | 62,122 | 89,623 | | | | | | | |
| 役 職 員 給 与 | | | 664 | 132 | 514 | 3,637 | 137 | 283 | 683 |
| 薬品、医療材料、飲食材料 | | | | 5 | 443 | 2,831 | | | 310 |
| 商 品 仕 入 | | | | | | 281 | | | 7,441 |
| 支 払 利 息 | 30 | | | | 2 | 784 | 3,616 | 14,369 | 22 |
| 他 の 経 理 へ 繰 入 | | 101 | | 825 | | | | | |
| そ の 他 の 支 出 | | 9 | 502 | 2,201 | 242 | 4,617 | 63 | 619 | 444 |
| 次年度繰越支払準備金 | 10,353 | 210 | | | | | | | |
| 次年度繰越責任準備金 | | 602,744 | | | | | | | |
| 計 | 72,505 | 692,687 | 1,166 | 3,163 | 1,201 | 12,150 | 3,816 | 15,271 | 8,900 |

| | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|------|-------|-----|-------|-----|---|-----|
| 差引当期利益金 | 445 | 0 | △ 30 | △ 298 | 10 | 18 | 99 | 0 | 8 |
| 年度末支払準備金 | 10,353 | 210 | | | | | | | |
| 年度末責任準備金 | | 602,744 | | | | | | | |
| 年度末積立金 | | | 160 | 593 | 218 | 2,862 | 948 | | 132 |
| 年度末剰余金 | △ 6,068 | | 116 | 639 | 107 | | | | 168 |

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法定款の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和52年7月8日

地方職員共済組合理事長 齋 藤 正 夫

地方職員共済組法定款の一部を変更する定款

地方職員共済組法定款(昭和三十七年定款第一号)の一部を次のように変更する。

第二十六条第一項及び第二項中「千円」を「二千円」に改め、同条第三項中「老人医療費」の下に、「予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項の規定による医療費の給付(この例による医療費の給付を含む。)」を加える。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「七万円」を「十二万円」に改める。

第二十六条の七第二項中「二万円」を「三万円」に改める。

第二十九条第一項の表中「千分の三十五・八」を「千分の四十・六」に、「千分の一・二」を「千分の一・三五」に、「千分の二三・八」を「千分の二八・六」に、「千分の五十八・八」を「千分の六十三・六」に改める。

第二十九条の二中「千分の七十一・六」を「千分の八十一・二」に改める。

附 則

- 1 この変更は、昭和五十二年六月一日から施行する。
- 2 変更後の第二十六条第一項から第三項までの規定は、昭和五十二年六月一日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年五月三十一日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十九号)附則第三条第一項の規定による医療費の給付を受けた者については、その給付を予防接種法第十六条第一項の規定による医療費の給付とみなして変更後の第二十六条第三項の規定を適用する。

- 4 変更後の第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、昭和五十二年四月一日以後の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金について適用し、同年三月三十一日以前の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第二十六条の七第二項の規定は、昭和五十二年四月一日以後の婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたものを含む。以下同じ。）に係る結婚手当金について適用し、同年三月三十一日以前の婚姻に係る結婚手当金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第二十九条第一項の規定は、昭和五十二年六月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年五月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 7 昭和五十二年六月分及び同年十二月分の掛金及び負担金に係る変更後の第二十九条第一項の規定の適用については、同条同項の表中「千分の四十・六」とあるのは「千分の四十五・四」と、「千分の一・三五」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二十八・六」とあるのは「千分の三十三・四」と「千分の六十三・六」とあるのは「千分の六十八・四」とする。
- 8 変更後の第二十九条の二の規定は、昭和五十二年七月分以後の任意継続掛金について適用し、同年六月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 9 昭和五十二年七月分及び昭和五十三年一月分の任意継続掛金に係る変更後の第二十九条の二の規定の適用については、同条中「千分の八十一・二」とあるのは「千分の九十・八」とする。

ただし、昭和五十二年六月二日から同年七月一日までの間に任意継続組合員となつた者に係る同年七月分の任意継続掛金及び同年十二月二日から昭和五十三年一月一日までの間に任意継続組合員となつた者に係る同年一月分の任意継続掛金については、この限りでない。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】